

岐阜県介護事業所内保育施設運営費補助金交付要綱

〔令和４年６月 ３日 制 定〕

〔令和７年３月１７日 一部改正〕

（総則）

第１条 県は、介護従事者の離職防止及び再就業の促進を図るため、介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく指定又は許可を受けた県内に所在する介護事業所を運営する者（以下「補助事業者」という。）が行う介護事業所内保育施設運営事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（欠格事由）

第２条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。次号において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者が雇用する職員のために設置した介護事業所内保育施設を運営する事業のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1） 介護事業所内保育施設の保育料として保育児童一人当たり月額10,000円以上徴収していること。
- （2） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による認可外保育施設の届出を知事（岐阜市に所在する介護事業所内保育施設にあっては、岐阜市長）に提出していること。
- （3） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る企業主導型保育事業助成金及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条に規定する両立支援等助成金のうち事業所内保育施設コース助成金の支給を受けていないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額、補助率及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

（補助金の交付の条件）

第6条 この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- （1） 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（補助金の交付決定額の20パーセント以内の減額を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- （2） 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- （3） 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- （4） 補助対象事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を

受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告すること。

(5) 前号の規定による報告があつた場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがあること。

2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号の承認 事業経費配分(内容)変更承認申請書(別記第2号様式)

(2) 前項第2号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の取下げは、補助金の交付の決定の日から起算して10日以内に別記第4号様式により行うものとする。

(実績報告)

第8条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第5号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から30日を経過する日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第9条 知事は、事業完了後速やかに、実績報告書、現地調査又は聴取により、履行の確認を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査を行うときは、あらかじめ、補助事業者に対し、調査の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に調査を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付の時期等)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第6号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第 1 1 条 規則第 4 条の申請があった場合において、申請者が第 2 条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は規則第 5 条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けた者が第 2 条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第 1 7 条第 1 項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第 1 8 条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

- 第 1 2 条 規則第 2 2 条に規定する知事の定める期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後 5 年間とする。

(その他)

- 第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第４条関係）

補助対象経費	基準額	補助率	補助金の額																																				
介護事業所内保育施設運営事業を行うために必要な次に掲げる経費 (1) 保育士等の人件費（給料、諸手当等） (2) 委託料（保育士等の人件費相当額のみ）	(1) の補助区分に応じて、(2) により算定した基本額から(3) により算定した保育料収入相当額を控除した額 (1) 補助区分 <table><tr><th>区分</th><th>保育児童数</th><th>保育士等人数</th><th>保育時間</th></tr><tr><td>I 型</td><td>1 人以上</td><td>2 人以上</td><td>8 時間以上</td></tr><tr><td>II 型</td><td>4 人以上</td><td>2 人以上</td><td>8 時間以上</td></tr><tr><td>III 型</td><td>1 0 人以上</td><td>4 人以上</td><td>1 0 時間以上</td></tr><tr><td>IV 型</td><td>3 0 人以上</td><td>1 0 人以上</td><td>1 0 時間以上</td></tr></table> ※区分は、各項目の全てを満たす型とすること。 (2) 基本額 <table><tr><td>I 型</td><td>1 人×180,800 円×運営月数</td></tr><tr><td>II 型</td><td>2 人×180,800 円×運営月数</td></tr><tr><td>III 型</td><td>4 人×180,800 円×運営月数</td></tr><tr><td>IV 型</td><td>6 人×180,800 円×運営月数</td></tr></table> (3) 保育料収入相当額 <table><tr><td>I 型</td><td>1 人×24,000 円×運営月数</td></tr><tr><td>II 型</td><td>4 人×24,000 円×運営月数</td></tr><tr><td>III 型</td><td>1 0 人×24,000 円×運営月数</td></tr><tr><td>IV 型</td><td>1 8 人×24,000 円×運営月数</td></tr></table>	区分	保育児童数	保育士等人数	保育時間	I 型	1 人以上	2 人以上	8 時間以上	II 型	4 人以上	2 人以上	8 時間以上	III 型	1 0 人以上	4 人以上	1 0 時間以上	IV 型	3 0 人以上	1 0 人以上	1 0 時間以上	I 型	1 人×180,800 円×運営月数	II 型	2 人×180,800 円×運営月数	III 型	4 人×180,800 円×運営月数	IV 型	6 人×180,800 円×運営月数	I 型	1 人×24,000 円×運営月数	II 型	4 人×24,000 円×運営月数	III 型	1 0 人×24,000 円×運営月数	IV 型	1 8 人×24,000 円×運営月数	2 / 3	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額、補助対象経費の実支出額及び基準額を比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
区分	保育児童数	保育士等人数	保育時間																																				
I 型	1 人以上	2 人以上	8 時間以上																																				
II 型	4 人以上	2 人以上	8 時間以上																																				
III 型	1 0 人以上	4 人以上	1 0 時間以上																																				
IV 型	3 0 人以上	1 0 人以上	1 0 時間以上																																				
I 型	1 人×180,800 円×運営月数																																						
II 型	2 人×180,800 円×運営月数																																						
III 型	4 人×180,800 円×運営月数																																						
IV 型	6 人×180,800 円×運営月数																																						
I 型	1 人×24,000 円×運営月数																																						
II 型	4 人×24,000 円×運営月数																																						
III 型	1 0 人×24,000 円×運営月数																																						
IV 型	1 8 人×24,000 円×運営月数																																						